

年金記録確認高知地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月13日（金）13時00分から14時00分
2. 場 所 高知地方合同庁舎 2階会議室
3. 出席者
（委員会）橋本委員長、森木委員長代理、岩井委員、長崎委員、山下委員
（高知行政評価事務所）藤本所長、重松事務室長、井原事務室次長 寺田主任調査員
4. 主な議題
 - (1) 藤本所長挨拶
 - (2) 委員長互選
 - (3) 委員長挨拶
 - (4) 委員の自己紹介
 - (5) 委員長代理の指名
 - (6) 委員会の運営について（運営規則等）
 - (7) 委員会の所掌事務、権限等について
 - (8) その他（フリートーキング等）
5. 会議経過
 - (1) 藤本所長から、国民の正当な権利の実現を図ることと公平性の確保を念頭において、慎重な審議を行うことをお願いする旨のあいさつが行われた。
 - (2) 橋本委員が委員長に互選された。
 - (3) 委員会の運営について、以下のように決定した。
 - ・ 委員長の指名により、森木委員が委員長代理に指名された。
 - ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。
この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。
 - ・ 委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。
 - (4) フリートーキング
 - ・ 当委員会において、申立てを行う方はどのような方々であるかという意見が出され、これについては、社会保険事務所に足を運び、年金記録がなく、年金を納付したことを立証する資料もないなどの方々について、申立てがあれば、当委員会で審議することとなるとの説明がなされた。
 - ・ 申立てについては、当委員会でどういった結論をだすのかという意見が出され、これについては、申立てを認める場合と認めない場合、もう一つは中央委員会に判断を仰ぐ場合の3パターンとなるとの説明がなされた。
 - ・ 委員会の開催頻度については、原則週1回程度とした。

(5) 次回は、7月25日(水)10時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認高知地方第三者委員会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月25日（水）10時00分から12時00分
2. 場 所 高知地方合同庁舎 2階共用会議室
3. 出席者
（委員会）橋本委員長、森木委員長代理、岩井委員、長崎委員、山下委員
（高知行政評価事務所）藤本所長、重松事務室長、井原事務室次長、寺田主任調査員
（高知社会保険事務局）井上事務局長、楠岡年金課長
4. 主な議題
 - (1) 委員長挨拶
 - (2) 年金記録確認の手續、再調査依頼案件等について
 - (3) 年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議について
 - (4) その他（フリートーカー等）
5. 会議経過
 - (1) 橋本委員長から、去る7月13日に中央の第三者委員会において、第1回のあっせん案15件ができ、7月17日に総務大臣から社会保険庁長官にあっせんが行われた。地方においても、17日の受付け開始以来、徐々に申立の件数が上がってきており、高知県においてもいずれ私たちの審議の対象となる案件が上がってくるものと思われる。委員の皆様のご協力を得て、この委員会を運営してまいりたいと思うので、どうぞよろしく願いする旨のあいさつが行われた。
 - (2) 高知社会保険事務局から、年金記録確認の手續、再調査依頼案件等について説明が行われた。
 - (3) 長崎委員から、7月18日に開催された年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議について説明が行われた。
 - (4) 次回は、8月8日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕